

令和7年度

障害福祉分野就職支援金
貸付制度

申込みのしおり(募集要項)

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

目次

障害福祉分野就職支援金貸付申請者募集要項……………P1

Q&A……………P11

障害福祉分野就職支援金貸付

申請者募集要項

令和7年8月

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

障害福祉分野就職支援金貸付制度は、より幅広く新たな障害福祉分野の人材を確保する観点から、他業種で働いていた方の障害福祉職員としての参入を促進するため、就職の際に必要な資金を貸付けることで、迅速に新たな人材を確保することを目的としています。

1 貸付対象者

- ・ 貸付の対象者は、次の1から5までのすべての要件を満たす方。

1	茨城県内に住民登録をしている方
2	<u>次のいずれかの研修を修了又は資格を有する方^{注1}</u> ・介護福祉士実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 ・居宅介護職員初任者研修修了者 ・障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 ・重度訪問介護従業者養成研修修了者（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講した方） ・同行援護従業者養成研修修了者（基礎課程、応用課程を受講した方） ・行動援護従業者養成研修修了者 ・強度行動障害支援者養成研修修了者（基礎研修及び実践研修を受講した方）
3	<u>障害福祉職員の業務^{注2}</u> に就業したことがない方
4	離職介護人材再就職準備金、介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
5	茨城県内の <u>障害福祉サービス事業所又は施設^{注3}</u> において、就労した方若しくは就労を予定している方

(注1)就労と同時に研修を受講する方も含みます。

(注2)障害福祉サービス事業所又は施設等において、主たる業務が利用者に直接サービスを提供する業務。(相談業務や施設長業務は含みません。)

(注3)下記に記載の事業所・施設等を指します。

《返還免除対象事業所・施設》

障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律123号)(以下、「障害者総合支援法」という。))第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法(昭和22年法律164号)第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)(以下、「身体障害者福祉法」という。))第4条の2に規定するサービスをいう)を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する事業所若しくは施設

【P.15 参照】

2 貸付額・貸付回数

・ 貸付限度額

貸付金額は、障害福祉職員として就職する際に必要となる経費に充当するものとして、20万円と申請者が提出した障害福祉分野就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない額。(無利子)

・ 貸付回数

1人当たり1回限りとします。

3 申請受付期間

令和7年8月18日(月)から 令和8年1月30日(金)まで

・下記の申請期限一覧表を参照し提出してください。

就職月(予定含む)	申請期限(必着)	就職月(予定含む)	申請期限(必着)
令和7年4月～7月	9月30日	10月	12月26日
8月	10月31日	11月～12月	令和8年1月30日
9月	11月28日		

4 連帯保証人

申請時に、連帯保証人を1名たてていただきます。個人の保証人をたてるのが困難な場合は、法人による連帯保証を利用できます。(親族がいない方等)

※連帯保証人は借受人と連帯して債務を負うことになりますのでご注意ください。

(1) 個人の連帯保証人のとき

次の①及び②に該当する方を連帯保証人として申請してください。

- ① 成年で、市町村県民税が課税されている方
- ② 茨城県社会福祉協議会が実施する他の貸付の借受人や連帯保証人になっていない方

※ ただし、申請人が未成年であるときは法定代理人(親権者等)を連帯保証人として申請してください。法定代理人が市町村県民税非課税の場合は、課税されている方を連帯保証人として追加していただきます。

(2) 法人の連帯保証人のとき

次の①及び②に該当する法人を連帯保証人として申請してください。

- ① 茨城県内で返還免除対象業務を5年以上営む法人
- ② 純資産(資産合計－負債合計)がマイナスとなっていないこと

※ 法人保証をお考えの法人は事前にご相談ください。財務の健全性や保証能力等を勘案して、法人保証をお断りする場合があります。

※ 過去5年間に於いて、下記ア～オに該当する場合は連帯保証人になることはできません。

- ア 営業の廃止又は解散をしている。
- イ 破産、民事再生、特別清算の申立てをしている。
- ウ 財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けている。
- エ 財産上の信用に係る競売、強制執行、滞納処分等をうけている。
- オ 営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けている。

5 申請書類

申請書類を茨城県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードし、下記の書類を揃えて期限までに提出してください。

(1) 個人保証人用

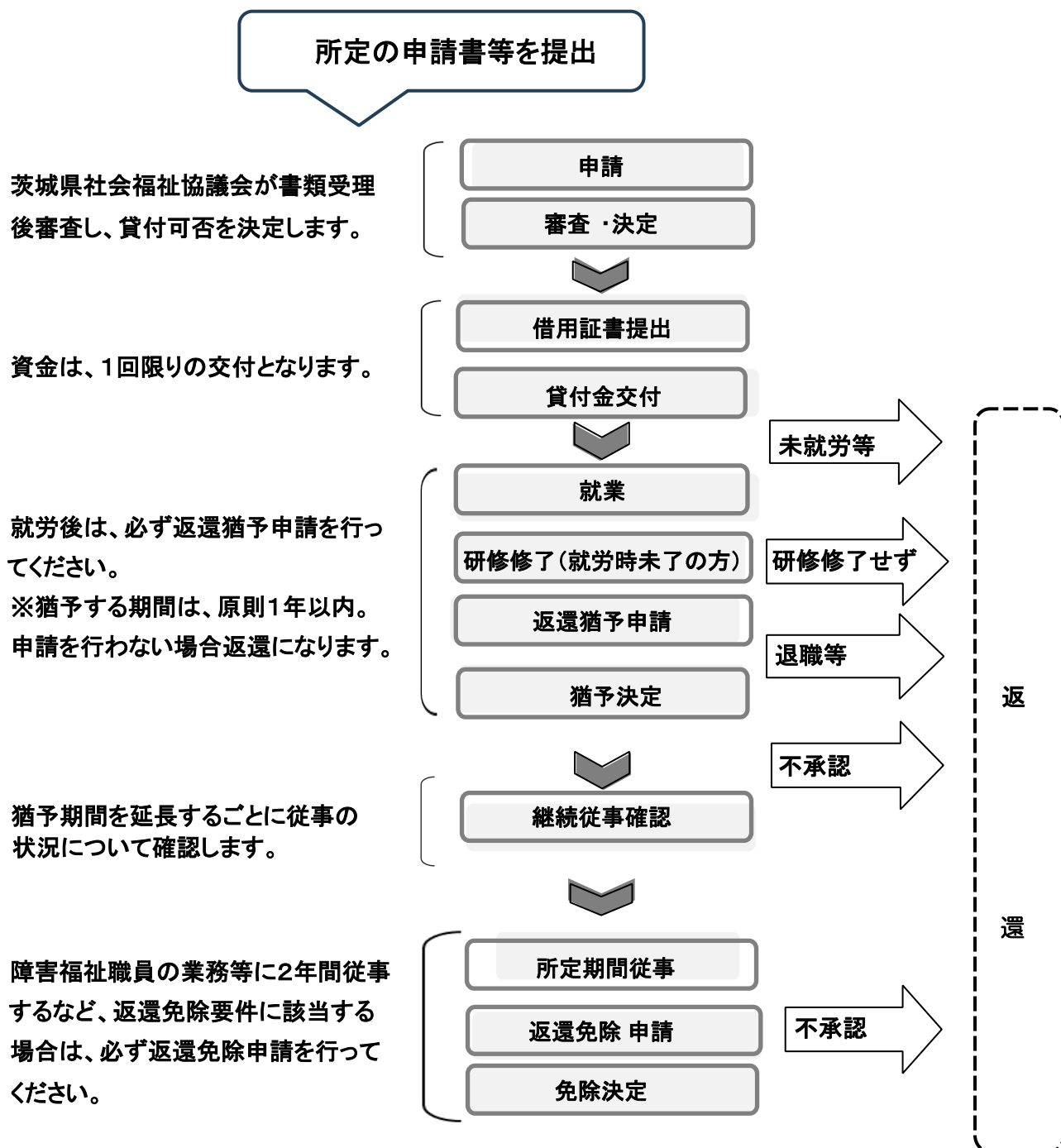
【申請者及び連帯保証人が用意・記載する書類】	
1	『障害福祉分野就職支援金貸付申請書』(<u>申請者が自筆で全て記入</u> ・第 23 号様式) * 記載は「障害福祉分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストでご確認ください。
2	申請者の住民票謄本(世帯全員分。 <u>連帯保証人が別世帯の時はその住民票抄本</u>) * 世帯主・続柄記載のあるもの。マイナンバー、本籍地記載不要。発行から3か月以内
3	市町村県民税課税証明書(<u>申請者及び 18 歳以上の世帯全員分</u>) * 連帯保証人が別世帯の時は <u>別途連帯保証人分のみ用意</u> してください。 * 書類は「障害福祉分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストでご確認ください。
4	就労(予定)する事業所等の長による雇用証明書《第5号様式を利用してください。》 (就労(予定)する事業所等で作成願います。)
5	研修の修了証写し(就労時に研修を受ける方を除く)
6	障害福祉分野就職支援金利用計画書(第 24 号様式を利用してください。) * 記載は「障害福祉分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストを参照してください。
7	障害福祉分野就職支援金貸付事業における個人情報の取扱いについて * <u>申請者、連帯保証人が各々自筆</u> で記入し、各々の認印押印。記入日は『障害福祉分野就職支援金貸付申請書』の申請日と同じ日にしてください。
8	「障害福祉分野就職支援金貸付申請書等」チェックリスト * 留意事項等で確認・チェックの上提出してください。

(2) 法人保証人用

【申請者及び連帯保証人が用意・記載する書類】	
1	『障害福祉分野就職支援金貸付申請書』(<u>申請者が自筆で全て記入</u> ・第 23 号様式の2) * 記載は「障害福祉分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストでご確認ください。
2	申請者の住民票謄本(世帯全員分) * 世帯主・続柄記載のあるもの。マイナンバー、本籍地記載不要。発行から3か月以内
3	市町村県民税課税証明書(<u>申請者及び 18 歳以上の世帯全員分</u>) * 書類は「障害福祉分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストでご確認ください。
4	就労(予定)する事業所等の長による雇用証明書《第5号様式を利用してください。》 (就労(予定)する事業所等で作成願います。)
5	研修の修了証写し(就労時に研修を受ける方を除く)
6	障害福祉分野就職支援金利用計画書(第 24 号様式を利用してください。) * 記載は「障害福祉分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストを参照してください。
7	障害福祉分野就職支援金貸付事業における個人情報の取扱いについて * <u>申請者が自筆</u> で記入し、認印押印。記入日は『障害福祉分野就職支援金貸付申請書』の申請日と同じ日にしてください。法人保証の場合は法人の署名不要
8	「障害福祉分野就職支援金貸付申請書等」チェックリスト * 留意事項等で確認・チェックの上提出してください。

9	連帯保証人(法人保証)に関する書類 ア 定款(原本証明のあるもの。) イ 履歴事項全部証明書(3か月以内に発行された原本) ウ 決算書(原本証明のあるもの。) ・直近3年分(貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書、損益計算書等) ・<u>大幅な収入減少、収益悪化(赤字)、大幅な資産増減等があった場合は、要因及び今後の方針等について文書にて提出してください。</u> * 既存の法人保証先は、最新決算書1期分(原本証明のあるもの。) エ 連帯保証することを承認した理事会等の議事録等の写し(原本証明のあるもの。) 次の項目を明示してください。 ・障害福祉分野就職支援金の借受人に係る連帯保証人であること。 ・借受人氏名・住所・生年月日 ・貸付申請金額(保証合計金額) * 理事会等の開催時期により、上記エ(議事録等の写し)の作成が間に合わない場合は、契約締結時までには必ず提出してください。 オ 納税証明書その3の3(未納の税額がない証明書) カ 法人や事業所等の概要がわかるパンフレット等 ※ その他追加書類の提出をお願いする場合があります。
---	--

6 申込からの流れ



7 貸付決定及び借用証書等の提出

- ・ 申請書類を審査のうえ貸付の可否を決定し、結果を申請者に通知します。
- ・ 貸付決定後は、貸付契約の手続きが必要です。
- ・ 茨城県社会福祉協議会から借用証書、口座申込書の書類を送ります。
- ・ 貸付制度説明会の案内をお送りしますので、説明会参加の際に下記書類をご提出いただき、貸付契約が成立します。

※ 説明会の日時、会場等につきましては別途お知らせします。

茨城県社会福祉協議会が用意するもの	申請者・連帯保証人が用意するもの
修学資金等借用証書	介護福祉士修学資金等振込口座確認書類
介護福祉士修学資金等振込口座申込書	印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人)
	収入印紙(借用証書に貼付)
	実印(申請者・連帯保証人)

8 貸付金の交付

- ・ 貸付金は貸付契約後に申請者本人の金融機関口座に交付します。

9 貸付の解除

- ・ 次のいずれかに該当するときは貸付契約を解除します。

解 除	貸付を受けることを辞退したとき
	死亡したとき
	心身等の故障等のため就業を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
	退職したとき
	就労を予定する者で、研修実施機関が設定する期間内に研修を修了できなかったとき
	その他介護福祉士修学資金等貸付の目的を達成する見込みがないと認められるき

10 貸付金の返還免除

- ・ 次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還が免除されます。

1	障害福祉職員として就労した日から、茨城県内において2年間(在職期間が通算 730 日以上、かつ業務に従事した期間が 360 日以上)引き続きこれらの業務に従事したとき ^(注)
2	障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき

* (注)

- ・ 就労と同時に研修を受講する方は、研修を修了した日を障害福祉職員として就労した日と読み替えます。
- ・ 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において障害福祉職員の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できます。
- ・ 離職した場合は、月を空けずに再度就業してください。1年当たりの業務従事日数は 180 日以上必要です。
- ・ 在職期間に、休職期間(産前産後休暇・育児休業休暇、病気欠勤、離職期間等)は算入しません。
- ・ 業務従事期間には、有給休暇を含みます。

※修学資金等返還免除申請書(第 17 号様式)は、茨城県社会福祉協議会から借受人へ郵送いたします。

11 貸付金の返還猶予

- ・ 次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還を猶予することができます。

1	茨城県内において障害福祉職員の業務に従事しているとき
2	災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき

- * 書類が未提出の場合は、貸付金を返還していただきます。
- * 出産育児等で休職した場合も申請が必要です。
- * 修学資金等返還猶予申請書、業務従事届は、毎年度、茨城県社会福祉協議会から借受人へ郵送いたします。

12 貸付金の返還

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した翌月から貸付金を返還していただきます。

1	貸付契約が解除されたとき
2	茨城県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
3	就労と同時に研修を受講した方で研修を修了しなかったとき
4	業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

- * 返還の期間は、1年間です。
- * 返還方法は、分割返還（月賦、半年賦）又は一括返還です。
- * 返還金は、茨城県社会福祉協議会の指定する金融機関口座に振込していただきます。
振込手数料は、借受人負担となります。
- * 返還期限を過ぎて残金がある場合には、残金に対して年 3.0%の延滞利子が生じます。

13 届出義務

- ・ 届出事項に変更があった場合は、内容に応じて書類を提出してください。

貸付を辞退する	氏名、住所等を変更した
業務従事先を変更、退職した	病気、出産育児等で休職した

Q & A

Q1 貸付対象者の要件である研修が修了してません。申請可能ですか。

A1 就労と同時に研修を受講すれば、申請は可能です。ただし、研修修了後は研修修了証の写しを提出していただきます。研修修了しなかった場合は返還となります。

Q2 就職の際に必要な資金について、領収証は必要ですか。

A2 3万円以上の分については領収証等を提出していただきます。就職の際に必要な資金については、障害福祉分野就職支援金利用計画書で確認させていただきます。

また、使途に不明な点がある場合については、問い合わせをさせていただくことがあります。

Q3 過去に障害福祉職員の業務経験があり、前職は別の業種で働いていました。申請はできますか。

A3 障害福祉職員としての業務に従事した経験がある方については、申請できません。

Q4 就労後に研修を修了しています。就労した日から2年間で返還免除となるのですか。

A4 就労後に研修を修了した方については、研修の修了日を就労した日と読み替えます。したがって、研修の修了日から2年間で返還免除になります。

Q5 令和7年7月に就職しました。申請期限はいつですか。

A5 令和7年9月30日です。就職した月によって、申請期限が異なります。募集要項3の申請受付期間欄で確認してください。

Q6 勤務先での雇用形態がパートやアルバイトでも申請できますか。

A6 パートやアルバイトの方でも申請できます。ただし、1年あたり180日以上勤務が必要です。

Q7 申請後に申請金額の変更はできますか。

A7 申請受付期間経過後の変更はできません。ただし、申請書提出後申請期間内に変更したい場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

Q8 返還猶予手続きはいつまで行うのですか。

A8 返還猶予手続きは障害福祉分野就職支援金に係る債務が消滅するまで毎年提出する必要があります。提出がない場合には、返還猶予の対象となるか確認できないため、貸付金を返還していただく場合があります。

Q9 返還免除対象業務を2年未満で退職しました。手続きは必要ですか。

A9 ① 次の仕事が決まっている場合

業務従事先等変更届、業務従事届、業務従事期間証明書、就労状況等変更届を提出してください。

② 次の仕事が未定で就職活動をする場合

修学資金等返還猶予申請書、業務従事期間証明書、就労状況等変更届を提出し返還猶予申請をしてください。

③ 障害福祉職員の業務に従事する意思がない場合

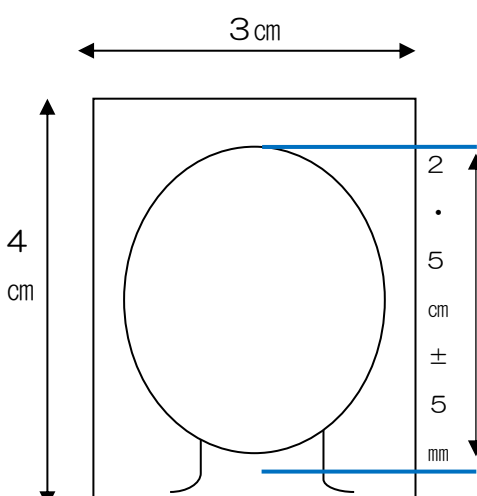
貸付金を返還していただくことになります。

退職までの従事状況を確認するため、業務従事期間証明書、就労状況等変更届、修学資金等返還計画書を提出してください。

※申請書記入上の注意

- ① 申請書は黒のボールペンで申請者が自筆で記入し、文字を訂正する際は、修正液・修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印（申請書の氏名横に押した印鑑）を押し、余白に書き直してください。また、消えるボールペンで記入した書類は受理できませんのでご注意ください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意ください。
- ③ 貸付申請書の「連帯保証人予定」欄の記入については、貸付申請者がすべて自筆にて記入してください。

※申請書に貼付する写真についての注意事項

	＜申請書に貼付する証明写真＞ 1 縁なしで、サイズはタテ4cm、ヨコ3cm、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが2.5cm(±5mm) 2 申請者本人のみが撮影されたもの 3 提出の日付前6ヶ月以内に撮影されたもの 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの ※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。 ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡で隠れている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等） ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの エ 平常時の相貌と著しく異なるもの
---	--

お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 3 階

TEL:029-350-8366

FAX:029-244-4652

(平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで)

※土日・祝日及び年末年始は休みです。

ホームページ <https://jinzai.ibaraki-welfare.or.jp/>



↑ 茨城県福祉人材センター

茨城県社会福祉協議会 障害福祉分野就職支援金貸付

検
索